

大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月27日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第3号

大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則の一部を改正する規則

大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則（平成24年大和市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第314条の7第3項」を「法第314条の7第12項」に改める。

第13条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。